山形県公立高等学校
入学者選抜方法改善検討委員会
第1回検討委員会

資　料　編

高校教育課

令和４年９月２１日

資　料

資料１　本県の高等学校入学者選抜の概要

（１）山形県公立高等学校入学者選抜日程（令和４年度）　Ｐ１

（２）全日制及び定時制の各選抜の概要　Ｐ２

資料２　これまでの高等学校入学者選抜の主な改善点　Ｐ３

資料３　学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）（２文科初第 2124 号）（抜粋）　Ｐ４

資料４　令和５年度山形県公立高等学校入学者選抜方法に係る実施方針　Ｐ６

資料５　山形県公立高等学校の受検者数・志願倍率・合格者数（令和２年度～４年度）　Ｐ８

資料６　「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和２年 11 月 13 日中教審初等中等教育分科会特別部会ワーキンググループ）（抜粋）　Ｐ９

資料７　推薦入学者選抜について　Ｐ10

資料８　山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れについて　Ｐ11

本県の高等学校入学者選抜の概要

(1)山形県公立高等学校入学者選抜日程(令和4年度)

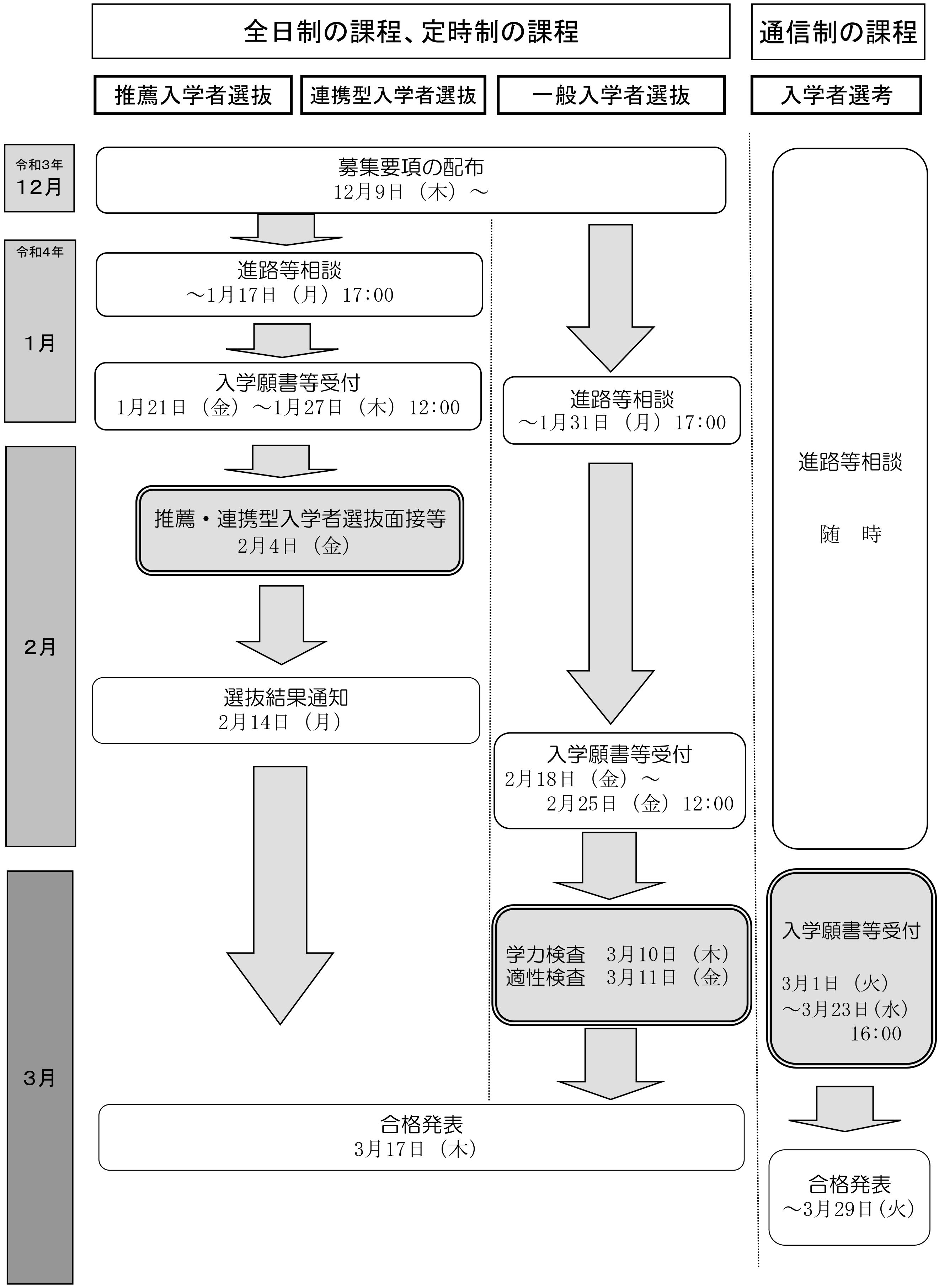

※　中高一貫教育における連携型入学者選抜実施校：県立新庄南高校金山校、県立小国高校

（２）全日制及び定時制の各選抜の概要

１　推薦入学者選抜

(1) 実施学科

・職業に関する学科　・理数科　・体育科　・音楽科　・総合学科

・普通科（全日制の課程で入学定員 40 名の学校（「小規模校」））

(2) 志願資格

令和４年３月に県内の中学校等を卒業する見込みの者のうち、当該学科の学習に対する強い志望があり目的意識が明確・適切である、適性、興味及び関心を有する、当該高等学校が別に定める出願要件を満たしている者であること等。

(3) 検査等

・面接　・作文、実技検査等（学校裁量）

・適性検査（体育科・音楽科）　・基礎学力検査

(4) 選抜

調査書、面接及び適性検査、作文・実技検査、基礎学力検査等の結果を総合して行う。

２　中高一貫教育における連携型入学者選抜

(1) 実施校

連携型中高一貫教育を行う高等学校（県立新庄南高等学校金山校、県立小国高等学校）

(2) 検査等

面接を行う。

(3) 選抜

学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接等に基づいて行う。

３　一般入学者選抜

(1) 志願資格

・令和４年３月に中学校等を卒業見込みの者で令和４年度推薦及び連携型選抜において合格内定していない者。

・中学校を卒業した者

(2) 検査等

・国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の５教科

・体育科、音楽科における適性検査

・面接（各高等学校長が必要に応じて課す）

(3) 選抜

・　選抜は、学力の総合段階及び調査書中の記載事項を主な資料として行う。自己申告書等に関する書類を選抜の資料に加えることができる。

・　調査書中の第３学年の各教科の評定合計と学力検査の成績の比率は各高等学校長が定め、比率は３：７、４：６、５：５、６：４、７：３のいずれかとする。

・　学力の総合段階は、調査書中の第３学年の各教科の評定合計と学力検査の成績をそれぞれ５００点満点に換算し、調査書中の第３学年の各教科の評定合計と学力検査の成績の比率に応じて算出した調査書点と学力検査点の和を合計得点とする。

【山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会を受けての改善点】

改　善　項　目	実施年度
・普通科での推薦入学者選抜の廃止 ・専門学科・総合学科を自己推薦制に変更 ・推薦選抜での基礎学力試験の導入 （学校裁量による） ・推薦選抜の定員上限を３０％に変更 （音楽科は５０％、体育科は７０％） ・音楽科の適性検査内容を変更 （平成２３，２４年度）	平成２６年度
・通信制への転入学の入学時期を１２月末までに弾力化	平成２９年度
・県外からの志願者受入れ（一定の条件を満たす、志願者が定員に満たない状況の続く学校・学科について） （平成２７，２８年度）	平成３０年度
・インフルエンザ罹患者等に対する追検査等の実施 ・一般入学者選抜の日程を変更 （令和元、２年度）	令和　５年度

【これまでの高等学校入学者選抜の主な変更点】

変更した内容	実施年度
・全ての専門学科で推薦入学者選抜実施	平成　２年度
・ヒヤリングをリスニングに変更	平成　６年度
・全ての専門学科・総合学科で推薦入学者選抜実施	平成　７年度
・全日制の全ての学校、学科で推薦入学者選抜実施	平成１４年度
・調査書の評定の方法を目標に準拠した評価（絶対評価）に基づくものとした	平成１５年度
・調査書中の各教科の評定と学力検査の成績の比重は、同等とすることを基本としながら高等学校長が定めることとした	平成１６年度
・推薦選抜における志願理由書を廃止し、推薦書の一部を変更	平成２２年度
・採点ミス再発防止・改善策の策定 ・採点マニュアル策定	平成３１年度
・小規模校の県外志願者受入れ	令和４年度

【資料３】

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）（２文科初第 2124 号）（抜粋）

第１　改正の概要

１　高等学校の特色化・魅力化関係

(1)　高等学校における三つの方針の策定・公表（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。）の一部改正）

①　高等学校は、高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針及び入学者の受入れに関する方針（以下「三つの方針」という。）を定め、公表するものとすること。（施行規則第 103 条の２関係）

②　上記①の規定は、入学者の受入れに関する方針を除き、中等教育学校の後期課程において準用すること。（施行規則第 113 条第３項関係）

第２　留意事項

１　高等学校に期待される社会的役割等の再定義及び三つの方針の策定・公表について

(1)　各設置者においては、その設置する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下第２の１から４及び８において同じ。）が三つの方針を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携しつつ、各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆる「スクール・ミッション」。）を再定義することが望まれること。（以下略）

(2)　三つの方針（いわゆる「スクール・ポリシー」。）は、高等学校教育の入学者選抜時から卒業時までの教育活動を一貫した体系的なものに再構成するとともに、教育活動の継続性を担保するために作成するものであり、形式的ではなく内容の伴う記述であること、三つの方針を相互に関連して整合性のあるものとして作成することが望まれること。なお、各方針において定めることが求められる内容は以下のとおりであること。

①　「高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針」（以 7 下「育成を目指す資質・能力に関する方針」という。いわゆる「グラデュエーション・ポリシー」。）は、各高等学校に期待される社会的役割等に基づき、生徒の卒業後の姿を見据えて、学校教育活動を通じて生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかを定める基本的な方針となるもの。

②　「教育課程の編成及び実施に関する方針」（いわゆる「カリキュラム・ポリシー」。）は、育成を目指す資質・能力に関する方針を達成するために、どのような教育課程を編成し、実施し、学習評価を行うのかを定める基本的な方針となるもの。

③　「入学者の受入れに関する方針」（いわゆる「アドミッション・ポリシー」。）は、各高等学校に期待される社会的役割等や、育成を目指す資質・能力に関する方針と教育課程の編成及び実施に関する方針に基づく教育内容等を踏まえ、入学時に期待される生徒像を示す基本的な方針となるもの。

（中略）

(4)　各高等学校においては、策定した三つの方針を起点としたカリキュラム・マネジメントを行い、各教育活動が組織的かつ計画的に実施され、改善が図られることや、教育活動や業務内容の重点化等が図られることが強く期待されること。各設置者においては、各高等学校における三つの方針の効果的な策定及び運用を推進するための指導及び助言並びに支援が期待されること。

（中略）

(6)　上記(1)から(5)のほか、各高等学校の社会的役割等の再定義並びに三つの方針の策定及び運用に際しては、高校ワーキンググループ審議まとめ第３章１（３）及び（４）も参考の一つとして取り扱うこと。

※　下線は事務局による。

【 令和５年度山形県公立高等学校入学者選抜方法に係る実施方針 】

山形県教育庁高校教育課

学校名	課程	学科	推薦入学者選抜					一般入学者選抜				
			実施	募集人員（定員の比率）	作文実技検査等	基礎学力検査	県外志願者受入れ	面接	面接結果の扱い 必要に応じて参考資料とする	面接結果の扱い 全受検者について資料とする	学力検査傾斜配点	県外志願者受入れ
山形東	全日制	普通										
		探究										
山形南	全日制	普通										
		理数									◎	
山形西	全日制	普通										
山形北	全日制	普通										
		音楽	○	50%程度	●							○
山形工業	全日制	工業	○	30%以内								
山形中央	全日制	普通										
		体育	○	80%程度	●							
霞城学園	定時制	普通										
上山明新館	全日制	普通										
		農業	○	30%以内	○							
		商業	○	30%以内	○							
天童	全日制	総合	○	25%程度	○							
山辺	全日制	家庭	○	30%以内	○							
		看護	○	30%以内	○							
寒河江	全日制	普通										
寒河江工業	全日制	工業	○	30%以内	○			○	○			
谷地	全日制	普通										
左沢	全日制	総合	○	25%程度	○							
村山産業	全日制	農業	○	25%程度	○							
		工業	○	25%程度	○							
		商業	○	25%程度	○							
東桜学館	全日制	普通										
北村山	全日制	総合	○	25%程度	○							
新庄北	全日制	普通										
	定時制	普通										
新庄北最上校	全日制	普通	○	50%以内	○		○					
新庄南	全日制	普通										
		商業	○	25%程度	○							
新庄南金山校	全日制	普通	○	25%程度	○		○	○		○		○
新庄神室産業	全日制	農業	○	30%以内	○							
		工業	○	30%以内	○							
新庄神室産業真室川校	全日制	普通	○	30%以内	○							

※１　斜線の学科は推薦入学者選抜を実施しません。

※２「探究科」とは、理数に関する学科である理数探究科と、国際関係に関する学科である国際探究科をあわせて募集する場合の総称として記載しています。

※３「作文、実技検査等を実施する学科」欄は、(○)作文、(●)実技検査を表しています。

※４「県外志願者受入れ」欄の「○」は、県外からの志願者の受入れ（県外募集）の実施を表しています。県外志願者の受入れの詳細については、募集要項で示します。

※５「学力検査実施教科で傾斜配点を実施する」欄の「◎」は「数学、外国語（英語）を1.5倍」を表しています。

学校名	課程	学科	推薦入学者選抜					一般入学者選抜				
			実施	募集人員（定員の比率）	作文実技検査等	基礎学力検査	県外志願者受入れ	面接	面接結果の扱い 必要に応じて参考資料とする	面接結果の扱い 全受検者について資料とする	学力検査傾斜配点	県外志願者受入れ
米沢興譲館	全日制	普通										
		探究									◎	
米沢東	全日制	普通										
米沢工業	全日制	工業	○	15%程度	○			○		○		
	定時制	総合						○		○		
米沢商業	全日制	商業	○	15%程度	○							
置賜農業	全日制	農業	○	20%程度	○							
南陽	全日制	普通										
高畠	全日制	総合	○	25%程度	○							
長井	全日制	普通										
長井工業	全日制	工業	○	20%程度	○							
荒砥	全日制	総合	○	25%程度	○							
小国	全日制	普通	○	50%以内	○		○	○	○			○
鶴岡南	全日制	普通										
		理数										
鶴岡北	全日制	普通										
鶴岡工業	全日制	工業	○	30%以内	○							
鶴岡中央	全日制	普通										
		総合	○	15%程度	○							
加茂水産	全日制	水産	○	30%以内	○			○	○			○
庄内農業	全日制	農業	○	30%以内	○							
庄内総合	全日制	総合	○	30%以内	○							
	定時制	総合										
酒田東	全日制	普通						○	○		◎	
		探究									◎	
酒田西	全日制	普通										
	定時制	普通										
酒田光陵	全日制	普通										
		工業	○	25%程度	○							
		商業	○	25%程度	○							
		情報	○	25%程度	○							
遊佐	全日制	総合	○	50%以内	○		○					○
山形市立商業	全日制	商業	○	※6								
合計	全日制		37学科		作文33学科 実技2学科		4 学科	6 校	4 校	2 校	6学科	5学科
	定時制		0 学科		0 学科		0 学科	1学科	0 校	1 校	0学科	0学科

※1　斜線の学科は推薦入学者選抜を実施しません。
※2 「探究科」とは、理数に関する学科である理数探究科と、国際関係に関する学科である国際探究科をあわせて募集する場合の総称として記載しています。
※3 「作文、実技検査等を実施する学科」欄は、(○)作文、(●)実技検査を表しています。
※4 「県外志願者受入れ」欄の「○」は、県外からの志願者の受入れ（県外募集）の実施を表しています。県外志願者の受入れの詳細については、募集要項で示します。
※5 「学力検査実施教科で傾斜配点を実施する」欄の「◎」は「数学、外国語（英語）を1.5倍」を表しています。
※6　山形市立商業の推薦入学者選抜における募集人員は、総合ビジネス科25%程度、情報科10%程度、経済科10%程度です。

山形県公立高等学校の受検者数･志願倍率･合格者数（令和2年度～4年度）

1　全体

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	定員	受検	倍率	合格	定員	受検	倍率	合格	定員	受検	倍率	合格
全日制県立　合計	6720	6110	0.91	5829	6720	5690	0.85	5400	6600	5509	0.83	5261
全日制市立　合計	280	363	1.30	283	280	338	1.21	282	280	329	1.18	282
全日制公立　合計	7000	6473	0.92	6112	7000	6028	0.86	5682	6880	5838	0.85	5543
定時制公立　合計	280	125	0.45	123	280	103	0.37	102	280	125	0.45	125
公立高校　総合計	7280	6598	0.91	6235	7280	6131	0.84	5784	7160	5963	0.83	5668

2　学区別

		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		定員	受検	倍率	合格	定員	受検	倍率	合格	定員	受検	倍率	合格
学区別	東学区	2,760	2,980	1.08	2,656	2,760	2,709	0.98	2,456	2,720	2,708	1.00	2,487
	北学区	1,160	811	0.70	806	1,160	765	0.66	745	1,160	668	0.58	667
	南学区	1,520	1,214	0.80	1,191	1,520	1,184	0.78	1,155	1,480	1,120	0.76	1,098
	西学区	1,840	1,593	0.87	1,582	1,840	1,473	0.80	1,428	1,800	1,467	0.82	1,416
	計	7,280	6,598	0.91	6,235	7,280	6,131	0.84	5,784	7,160	5,963	0.83	5,668

3　学科別

		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		定員	受検	倍率	合格	定員	受検	倍率	合格	定員	受検	倍率	合格
全日制学科別	普通	3400	3062	0.90	3130	3400	3052	0.90	3035	3400	2953	0.87	2975
	探究	240	458	1.91	240	240	451	1.88	243	240	442	1.84	241
	農業	400	257	0.64	252	400	230	0.58	229	400	229	0.57	228
	工業	1160	1081	0.93	1020	1160	875	0.75	873	1120	890	0.79	859
	商業	600	646	1.08	560	600	547	0.91	490	560	563	1.01	506
	水産	80	23	0.29	23	80	29	0.36	29	80	22	0.28	21
	総合	800	605	0.76	600	800	531	0.66	520	760	477	0.63	475
	理数	40	83	2.08	40	40	80	2.00	40	40	66	1.65	41
	体育	80	86	1.08	81	80	86	1.08	80	80	74	0.93	74
	音楽	40	23	0.58	23	40	15	0.38	15	40	19	0.48	20
	家庭	80	69	0.86	73	80	45	0.56	49	80	49	0.61	49
	看護	40	53	1.33	41	40	48	1.20	40	40	26	0.65	26
	情報	40	27	0.68	29	40	39	0.98	39	40	28	0.70	28
	計	7000	6473	0.92	6112	7000	6028	0.86	5682	6880	5838	0.85	5543

【資料６】

「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和２年 11 月 13 日中教審初等中等教育分科会特別部会ワーキンググループ）（抜粋）

第３章　高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策

１　各学科に共通して取り組むべき方策

（４）各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針としてのスクール・ポリシーの策定

③入学者の受入れに関する方針（仮称）

（策定の意義及び効果）

○　入学希望者やその保護者に対して、入学者の受入れに関する方針（仮称）という形で当該高等学校が期待する生徒像を分かりやすく示すことで、学校選択時の大きな判断基準の一つとなり、また、入学に向けた目標となることが期待される。また、中学校の教職員にとっても、生徒の進路指導に当たる上で参照されるべき情報となる。

○　学校選択時の判断材料としての活用を期待する観点からは、入学者の受入れに関する方針（仮称）の公表は各高等学校がそれぞれに行うだけでなく、都道府県教育委員会のホームページ等で一元的に公表することも一覧性を高める工夫として考えられる。

（中略）

（スクール・ポリシーに基づく入学者選抜の実施・改善）

○　高等学校の入学者選抜は、入学者の受入れに関する方針（仮称）において示される入学時に期待される生徒像と整合性のある入学者選抜が行われることが必要である。その際、高等学校による選抜という視点とともに、多様な能力・適性や興味・関心を持つ生徒が、いかに自分に合った進路を的確に選択できるようにするかという視点を持ちながら、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を推進することが求められる。

○　公立高等学校の入学者選抜においては、教育委員会が作問する統一的な学力検査問題を用いた学力検査が行われることが一般的だが、各教育委員会が一定の範囲で具体的な選抜方法について各高等学校の判断に委ね、各高等学校の入学者の受入れに関する方針（仮称）に基づく入学者選抜が可能となるような工夫を教育委員会が行うことが考えられる。なお、学力検査の問題作成については、教育委員会による作問、各高等学校の独自の作問のいずれにおいても、単に知識の量を問うような問題はできるだけ避け、思考力や分析力などを問う問題の出題を一層工夫することが必要である。

　また、推薦型入学者選抜をはじめとして、自己申告書や面接等に基づき選抜を行う形態の入学者選抜においては、自己申告書の記載内容や面接での応答等に表れる生徒像が入学者の受入れに関する方針（仮称）に合致するかどうかという観点から判定することが求められる。

推薦入学者選抜について

「令和４年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項」（山形県教育委員会）（抜粋）

Ⅱ 推 薦 入 学 者 選 抜

２ 志　願

⑴ 志願資格

次の各号に該当するものとする。ただし、「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」による県外志願者の志願資格等は、「Ｖ　県外志願者受入れ制度による志願」を参照すること。

① 令和４年３月に県内の中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者のうち、次の条件を満たす者。

ア 当該学科の学習に対する強い志望があり、目的意識が明確・適切であること。

イ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。

ウ 当該高等学校が別に定める出願要件を満たしていること。

エ 体育科にあっては、得意運動種目を有すること。

オ 音楽科にあっては、得意領域（声楽、器楽）を有すること。

② 合格した場合は、入学が確約できる者。

（中略）

⑸ 志願制限

① 志願は、１人１校１学科とする。

② 推薦入学者選抜と中高一貫教育における連携型入学者選抜との併願はできないものとする。

③ 連携型中高一貫教育を行う高等学校が行う推薦入学者選抜には、当該高等学校に係る連携型中学校の生徒は志願することはできないものとする。

（中略）

⑻ 出　　願

① 出願に必要な書類

Ａ 共通に必要な書類

ア 推薦入学願書（別記様式推第１号……用紙は高等学校で用意する。）（注10）

県立高等学校志願者は、「山形県立学校の授業料等徴収条例」に基づき、入学者選抜手数料として、全日制の課程にあっては2,200円、定時制の課程にあっては950円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

市立高等学校については、「山形市立商業高等学校授業料等徴収条例」により、現金2,200円を添えて提出する。

イ 自己推薦書（別記様式推第２号Ａ（普通科以外）、第２号Ｂ（普通科）……用紙は高等学校で用意する。）

ウ 調査書（別記様式第２号Ａ……用紙は中学校で用意する。）

Ｂ 個別に必要な書類

ア 自己申告書（別記様式第８号……用紙は高等学校で用意する。）

志願先の高等学校長が、その提出を認めたとき。

Ｃ その他の書類

ア 中学校長は、志願先の高等学校長に、「評定概況」（別記様式第４号）を１部提出する。ただし、県外からの志願者及び特別支援学校からの志願者については提出を要しない。

（以下略）

※　下線は事務局による。

【資料８】

山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れについて

１　「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」に基づき受入れを行っている学校（小規模校（入学定員40名の学校）のうち、学校と地域との連携が確立している学校（分校を含む。））：

新庄北高校 最上校（Ｒ５～)、新庄南高校 金山校（Ｒ５～)、小国高校、遊佐高校

２　「山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」に基づき受入れを行っている学校（県内唯一の学科が設置されており、直近５年間における最終倍率の平均値が１倍に満たない学科がある学校)：

山形北高校（音楽科）、加茂水産高校（水産科)

３　県外からの志願者受入れ要綱の概要

	小規模校対象の要綱	県内唯一の学科対象の要綱
実施校	遊佐、小国、新庄北最上校（Ｒ５～) 新庄南金山校（Ｒ５～)	加茂水産（水産科)、山形北（音楽科)
要　件	・地域との連携が確立している小規模校	・県内唯一の学科 ・直近５年間における最終倍率の平均値が１倍に満たない
受入申請	・届出	・申請 ［申請書記載内容］ ○直近５年間の最終倍率 ○受入れの必要性 ○受入れによって期待される効果 ○学校の状況説明　○受入れの環境整備（想定している止宿先、世話人等) ○校長所見
推薦選抜	・８名程度まで（定員の20%程度）で学校が定める	
一般選抜	・２名まで（定員の５%）で学校が定める ※ただし、倍率が１倍を超えない場合は定員まで受入れ可能	・倍率が１倍を超える場合、定員の10%まで ・倍率が１倍を超えない場合は定員まで受入れ可能
備　考	・県内の小規模校は分校を含め６校 ・県外生の受入れに関しては自治体と連携して行う	・県内唯一の学科は水産科、音楽科、家庭科、看護科、情報科、体育科